

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

統計表の構成や順序は、ほぼ前年に準じており、収録されている計数は従来のものと継続して利用することができる。

1 利用上の注意

これらの統計表は、源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。

課税状況は、全数調査及び標本調査により調査集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容をとらえたものである。

民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）について、事業所の規模別、業種別等に人員、給与、税額の構造を明らかにしたものである。この調査は、標本調査の方法で調査集計したものであるため、課税状況の関連数値とは、若干の差がある。

2 用語の説明

法定資料とは、所得税法等の規定により税務署長に対して、その提出を義務づけられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっているが、例えば、次のようなものがある。

- ①利子等の支払調書 ②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 ③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書④給与所得の源泉徴収票 ⑤非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

徴収猶予とは、被災者等の申請に基づき、給与等の支払の際に所得税の源泉徴収を行わないこととする被災者救済制度であり、源泉徴収を延期するものではない。

3-1 課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
	千円	千円	
公 債	335,110,066	50,333,532	
社 債	403,404,900	60,591,416	
預貯金の利子	郵便貯金	456,260,543	68,104,394
	銀行預金	134,920,590	20,103,168
	銀行以外の金融機関の預金利子	55,790,293	8,357,386
	勤務先預金の利子	112,271,675	16,860,140
合同運用信託の収益の分配	20,918,699	3,133,138	
公社債投資信託の収益の分配	203,033,011	30,272,222	
定期積金の給付補てん金等	19,256,595	2,896,192	
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	21,618,422	3,463,112	
割引債の償還差益	7,989,358	1,164,189	
計	1,770,574,152	265,278,889	

調査対象：平成14年分について、平成14年2月から平成15年1月までに「利子等の所得税徴収高計算書」の提出のあったもの

(2) 利子所得等の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成10年分	平成11年分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	
	千円	千円	千円	千円	千円	
公 債	53,821,581	46,284,553	42,498,230	47,049,786	50,333,532	
社 債	86,091,977	71,639,936	80,434,318	74,642,982	60,591,416	
預貯金の利子	郵便貯金	21,621,925	29,245,816	161,726,081	233,416,105	68,104,394
	銀行預金	112,649,568	78,562,907	77,759,533	67,978,313	20,103,168
	銀行以外の金融機関の預金利子	30,060,905	21,814,185	16,915,402	13,724,630	8,357,386
	勤務先預金の利子	8,302,107	7,064,414	5,472,412	5,028,439	16,860,140
合同運用信託の収益の分配	25,329,707	12,203,651	8,196,206	5,559,520	3,133,138	
公社債投資信託の収益の分配	51,070,197	43,466,763	41,736,098	52,515,299	30,272,222	
定期積金の給付補てん金等	14,132,856	9,587,366	6,573,189	4,105,930	2,896,192	
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	2,582,807	2,523,516	2,630,247	2,550,226	3,463,112	
割引債の償還差益	24,230,174	9,463,397	8,774,357	3,699,006	1,164,189	
計	429,893,804	331,856,504	452,716,073	510,270,236	265,278,889	

非 課 税 分		合 計	
老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額	その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
千円	千円	千円	千円
57,979,513	9,587,555,632	9,980,645,211	50,333,532
107,920,189	3,067,602,283	3,578,927,372	60,591,416
73,722,826	1,355,821	531,339,190	68,104,394
18,091,712	103,242,033	256,254,335	20,103,168
8,735,513	116,917,860	181,443,666	8,357,386
864,557	—	113,136,232	16,860,140
3,197,799	2,722,844	26,839,342	3,133,138
15,660,983	53,951,228	272,645,222	30,272,222
—	1,119,745	20,376,340	2,896,192
4,084,892	—	25,703,314	3,463,112
—	—	7,989,358	1,164,189
290,257,984	12,934,467,446	14,995,299,582	265,278,889